

加工食品食育推進協議会の設立について（宣言）

— 加工食品食育推進協議会 —

令和元年吉日

加工食品食育推進協議会の設立について（宣言）

我が国の発展のためには、未来を支える子供たちの健全な心と身体を培うことはもとより、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切です。そして、そのためには何よりも「食」が重要となります。様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てていくこと、つまり「食育」の推進が今ほど求められている時代はありません。食の安全・安心、生活習慣、環境、食文化など、「食」に関わる多様な出来事について、あらゆる場所で、そしてすべての参加者が学び、行動していくことが求められているのです。

食品の製造、加工、流通、販売、提供を行うすべての事業者及びその団体は、消費者の皆様へ安全で安心な商品を常にお届けするという使命を果たすことはもちろん、社会の一員として、「食育」の推進に対しても積極的に自らの役割を果たしていかなければなりません。また、その際、事業者又はその団体が個々に活動するだけでなく、多様な主体の参加と連携を得て、地域的な広

がりをもって幅広い活動が展開されることが極めて重要となります。

このような考え方に賛同する、加工食品の製造、流通等に関わる幅広い分野の事業者及び事業者団体が参集し、平成 30 年より、健康栄養分野の専門家、教育関係者だけでなく、次代を担う子供たちや一般の消費者に対しても、加工食品に関する知識と理解を深め、適切な食生活の実践につなげてもらうことを旨として、加工食品の安全性や食品表示等に関する情報提供や意見交換等の活動を試行的に実施してきたところです。

今後は、これまでの活動で得られた知見等を活かしながら、引き続き、加工食品の安全性や食品表示等の安心をテーマとした活動を本格的かつ着実に展開するとともに、食塩や脂肪などの栄養の偏りや生活習慣の問題、食品ロス、容器包装のリサイクルなどの環境の問題、食料資源の安定供給と安全性の確保、SDGs などの持続的な社会の実現などなど幅広いテーマについても、総合的な食育活動を展開していくこととしたい。

以上の基本的な理念に賛同し、共に協力して活動を展開する以下の者をもって、加工食品食育推進協議会を設立します。

「加工食品食育推進協議会の設立について（宣言）」に関するQ&A

（問 1）協議会はどのような組織なのか

（答）

「加工食品食育推進協議会」は、加工食品の製造、加工、流通、販売、提供を行うすべての関連事業者団体のうち、今回公表させていただいた宣言文に賛同する者が集まった組織です。本協議会は法人格を有するものではなく、協議会に代表者も置いていません。

（問 2）協議会は「総合的な食育活動」を行うとしているが、具体的には何をやるのか

（答）

これまでも「協議会」参加の団体が協力して、加工食品の安全性や食品表示等に関する情報提供や意見交換等を行ってきたところですが、今後は、これまで行ってきた活動をさらに充実させて、食塩や脂肪などの栄養の偏りや生活習慣の問題、食品ロス、容器包装のリサイクルなどの環境の問題、食料資源の安定供給と安全性の確保の問題、SDGsなどの持続的な社会の実現などなど、幅広いテーマについて活発な活動を展開していくつもりです。

直近では、11月27日に「美味しい減塩」と銘打った「減塩」をテーマとした本協議会が協力する意見交換会を、実施することとしております。そのほかにも、当面の活動として、団体主催の健康教育への参加、大学等での食品表示セミナー、消費者庁をはじめとした政府実施のリスクコミュニケーションへの協力などを行うこととしております。（別紙参照）

（問 3）なぜ、今、このような組織を作ったのか

（答）

すべての国民が生涯にわたって生き生きと暮らしていくためには、健全な食生活を実践することができるような人間を育てていくこと、つまり「食育」をしっかりと進めていかなくてはなりません。「食育基本法」が制定され早や14年が経ち、「食育」の必要性については、国民に幅広く浸透してきているものと承知をしております。しかしながら、こと加工食品の分野においては、依然として間違った情報が様々な媒体を通じて拡散されていることもあり、国民なканずく、教育、保健、栄養分野の方でさえ、間違った行動を採っているような場合も多々見られるのが実態であります。

このため、加工食品の製造、加工、流通、販売、提供を行う多くの関連事業者団体が集い、次代を担う子供達や消費者など国民の皆様に対して、正しい情報発信を行うことを

基本として、総合的な食育活動を展開していくこととしたところです。

(問 4) 業界にとってこの協議会を作るメリットは何か

(答)

我々事業者及びその団体は、消費者の皆様へ安全で安心な商品を常時提供するという使命を果たすとともに、社会の一員として、「食育」の推進に対しても積極的に自らの役割を果たしていかなければならないと考えております。そして、そのことによって、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができる社会を実現することが重要であるとの認識のもとに、本協議会を設立したところです。このような活動を通じて我々事業者及びその団体に対する皆さまの信頼が少しでも向上することがあれば、それがメリットであると考えています。

(問 5) 加工食品は健康によくないと考える人が多いが、これについて加工食品関係団体はどのような努力をしているのか。

(答)

我々加工食品の事業者及びその団体は、消費者、国民の皆様に対して常に安全で安心な商品を提供していくことが使命となっています。これからも消費者の求めに応じて、安全・安心の上に立って、さらに美味しく、食べやすい商品の提供に努めていく所存です。

また、生活習慣の問題や環境問題、SDGs など、消費者、国民の皆様が健康に生きていくことだけでなく、暮らしやすい社会の実現に貢献していけるよう、努力していくつもりです。

具体的には、まずは大きな健康問題である減塩について、業界としてどのようにすれば実現できるのかについて幅広い皆様のご意見を伺う意見交換会を開催することとしています。塩分は食品の味を決めるため、その削減は簡単ではありませんが、その実現について皆様のご協力を得ながら努力を重ねて参ります。

さらに、不安をお持ちの方に少しでも安心していただくために、食育運動の中で多くの情報を提供していきたいと考えています。

(問 6) この協議会に参加した団体は、特に問題抱えているから集まったのか。

(答)

総合的な食育活動を効果的に推進していくためには、事業者又はその団体が個々に活動するだけでなく、多様な主体の参加と連携を得て、地域的な広がりをもって幅広い活動を展開していくことが重要と考えております。

そのような活動運営の基本的な事項を確認した上で、日頃から食育に関する幅広いテ-

マの活動を展開しており、なおかつ、現時点で「宣言」にもある基本的な理念に賛同していただける団体をメンバーとしております。

（問 7）協議会の中で運営を担っている主体はどのような団体ですか、運営費用や連絡先はどうなるのですか。

（答）

本協議会で主体的な役割を果たしていく団体は、これから展開していく事業によって異なります。事業の運営費用についてはどの団体が主体的な役割を担うかに関係なく、これまで通り、それぞれの事業主体が負担することとなります。

なお、本協議会や本協議会による事業運営に係るお問い合わせ等に適切に対応するために、お問い合わせ先の電話番号とメールアドレスを、（一社）日本即席食品工業協会内に置くこととしています。

別紙

日時	事業の概要	会場
2019.11.23	2019 年度学校健康教育全国研修会	東京医科歯科大学
2019.11.27	「美味しい減塩」 ～食と健康について食品事業者の割合を 考える～	TKP ガーデンシティ PREMIUM 田町
2019.11.29	食品の表示について	新潟食料農業大学
2019.12.21	食品添加物に関するリスクコミュニケーション	徳島大学長井記念ホール
2020.3	食品添加物に関するリスクコミュニケーション	徳島大学長井記念ホール
2020.4	本当に知ってる？ 加工食品のいろいろ	東京ビックサイト

加工食品食育推進協議会名簿

【会員名簿】

公益財団法人 食の安全・安心財団
一般財団法人 食品産業センター
全日本カレー工業協同組合
日本菓子 BB 協会
一般社団法人 日本食肉加工協会
日本ハム・ソーセージ工業協同組合
一般社団法人 日本食品添加物協会
一般社団法人 日本即席食品工業協会
一般社団法人 日本パン工業会
一般社団法人 日本冷凍食品協会
一般社団法人 全国清涼飲料連合会
一般社団法人 日本加工食品卸協会
一般社団法人 日本スーパーマーケット協会
日本チェーンストア協会
一般社団法人 日本フードサービス協会

メールアドレス : jimukyoku@kakou-shokuiku.com

電話 : 070-4130-1614

東京2020オリンピック・パラリンピック 競技大会期間中の物流に係るご協力のお願い

— 東京都 / 東京 2020 組織委員会 / 農林水産省 / 経済産業省 / 国土交通省 —

令和元年 11 月

荷主各位

東京都
東京 2020 組織委員会
農林水産省
経済産業省
国土交通省

東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会期間中の 物流に係るご協力のお願い

平素より、東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会の開催準備に向けた取組に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

大会期間中は選手や大会関係者等の道路利用により、首都高速道路では 1 日あたり約 7 万台の交通量が増加し、何も対策を施さなければ、首都高速道路における渋滞の悪化や、都心に向かう一般道における渋滞の発生が見込まれております。

そのため、東京都、国及び東京オリンピック・パラリンピック 競技大会組織委員会においては、「2020 TDM 推進プロジェクト」として、大会開催時の交通量の抑制や分散、平準化を行う「交通需要マネジメント (TDM)」を推進し、円滑な大会輸送の実現と経済活動の維持との両立を目指すこととしております。

道路交通における具体的な目標は以下のとおりです。

【TDM 実施期間 (道路交通)】2020 年 7 月 20 日(月)～8 月 10 日(月)、8 月 25 日(火)～9 月 6 日(日)

【一般交通】：都心部(重点取組地区)について、大会前の交通量の 30%減※を目指す。東京圏の広域(圏央道の内側)について、大会前の交通量の 10%減※を目指す。

【首都高速道路交通】：東京圏のオリンピック・ルート・ネットワーク、パラリンピック・ルート・ネットワークの基幹をなす首都高速道路については、交通量を最大 30%減※とすることで、休日並みの良好な交通環境を目指す。(TDM、料金施策等により実現)

※混雑時以外への時間変更や混雑箇所以外へのルート変更を含む

この目標を達成するためには、物流事業者の取組のみでは実現困難であり、発側及び着側の荷主の理解を得ることが必要であることをご理解の上、各社において交通量 3 割減等の達成に向け、下記の取組例等の実施について、大会まで 1 年を切った今から物流事業者と一体となってお検討いただきますようお願いいたします。

これらの取組をきっかけとして、大会終了後も継続してサプライチェーン全体での物流効率化に向けた取組が行われ、深刻化するトラックドライバー不足の改善や安定的な物流の確保につながるよう、都、組織委員会並びに関係省庁も連携して取り組んで参りますので、ご協力をお願いいたします。

○お願いしたい取組例

1. 交通量の抑制のための取組例

- ・複数荷主の連携による倉庫の共同使用、共同輸配送
- ・テナントビル等における集配業務の共同化
- ・分散している複数荷主の物流拠点の統合による輸送網の集約
- ・静脈物流の集約・効率化
- ・輸送頻度の削減 等

2. 交通量の分散化・平準化のための取組例

- ・十分なリードタイムでの発注による柔軟な輸配送時間帯の設定
- ・十分なリードタイムでの発注による柔軟な輸配送ルートの設定（首都高速道路や都心に向かう一般道を使用しない輸配送ルートの設定）
- ・オフィス移転等大規模な物の移動が伴う作業の大会期間外への変更
- ・セール等販売促進企画の大会期間外への変更
- ・在庫調整による輸配送日の平準化
- ・付帯作業見直しや検品作業の簡素化による納品時間の短縮、輸送の効率化
- ・複数の物流拠点を保有する場合、拠点から配送されるエリア等の弾力的な運用（渋滞が予想されるエリアへの配送について、拠点の変更や複数拠点からの配送等）
- ・納品時間の夜間への変更 等

3. その他

- ・特に渋滞が予想されるエリアにおいては、トラックの公道待機などによる渋滞悪化を防止するため、可能な限り「駐車スペースの確保」「スムーズな荷物の受け渡し」にご協力ください。

※具体的な取組検討に際しては、「2020TDM推進プロジェクト」ホームページにて情報提供しております大会輸送影響度マップやTDMハンドブック、アクションプラン作成支援ツールをご活用ください。プロジェクトにご登録いただきますと、個社のご事情に合った取組のご提案を含めた無料コンサルティングをご利用いただけます。

【「2020TDM推進プロジェクト」ホームページURL】

<https://2020tdm.tokyo/>

《連絡先》

○大会輸送に関すること、大会に向けた物流対策について

東京都オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部輸送課TDM担当
S1050504@section.metro.tokyo.jp（※件名に 2020TDM とご記載ください。）
TEL:03-5320-7996

○本ご協力をお願いについて

国土交通省総合政策局物流政策課
hqt-tokyo2020-logistics@gxb.mlit.go.jp TEL:03-5253-8801

東京2020大会まで8カ月

食品業界、物流BCPの策定が急務 大規模な交通規制下、仕入れ・配送業務の継続へ入念な準備を

約8カ月後に迫った東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、食品業界の物流対策が急がれる局面となってきた。東京都や五輪組織委員会が期間中の交通量3割削減などを企業に協力要請しているほか、競技場周辺では長期間にわたって大規模な交通規制が敷かれるため、平常時とは大幅に異なる物流対応が迫られる。企業は円滑な商品供給や販売を行うために、取引先や物流事業者などと連携したオリンピック用のBCP（事業継続計画）を早期に策定する必要がある。



東京2020大会が開催される来年7～9月（オリンピック7月24日～8月9日、パラリンピック8月25日～9月6日）は選手や関係者、観客などの利用によって都内の交通量が激増し、首都高速道路では1日に約7万台もの車両が増えると見られている。

仮に対策を施さなければ首都高や都心に向かう一般道の渋滞が約2倍に悪化すると予測され、物流が広範囲にわたって機能不全を起こす可能性が高い。開催期間が夏場の繁忙期とも重なるため、食品物流では卸がメーカーから予定通りに商品調達できない、小売業へ納品できないといった深刻な事態の発生も考えられる。

このため東京都と国、五輪組織委は大会開催時の交通量の抑制や分散、平準化を行う「交通需要マネジメント（TDM）」を推進。物流に関しては首都高や重点取組み地区の交通量を平時より30%、都内広域の一般道路では10%削減などの具体目標を立て、円滑な大会運営と経済活動維持の両立を目指している。

大会開催まで8か月余りとなり、今月半ばには関係省庁や五輪組織委が連名で発・着荷主や物流事業者、業界団体などへ協力要請文書（「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の物流に係るご協力をお願い」）を発信したのを受け、食品業界でもオリンピックへ向けた物流対策を本格化する機運が高まってきた。

メーカーではすでに味の素社やキューピー、アサヒビールなどの大手NB、小売業ではセブン・イレブンが物流抑制へ向けた具体プランをTDMプロジェクトで公表。納品リードタイムの延長や検品簡素化、道路混雑のピーク時間を避けた早朝・夜間への配送切り替えなどで本番へ準備を進め、その手法や成果についてはTDMの協力企業と共有している。

「日食協、業界向けに交通規制の全容整理」

卸業界では日本加工食品卸協会（日食協）が対応を加速。このほど東京都が首都圏交通規制の全容を情報公開したのを受け、26競技場・周辺道路20カ所に及ぶ膨大かつ複雑な資料を業界向けに再編集・整理して協会ホームページで公開した。

日食協はこれまでも正月やGWなど大型連休時のサプライチェーンの機能維持へ製配販に働きかけを行ってきたが、東京2020大会はそれらと比較できない約2カ月間に及ぶ長期間のイレギュラーな物流対応となることを強く懸念する。

加えて、「競技場の集中する首都圏臨海部にはメーカーの冷凍や冷蔵拠点が数多く存在する上、都内には路面店のSMやCVSも多い。継続的な配送を行うには早急かつ入念な準備が必要」（日食協・奥山則康専務理事）と警鐘を鳴らし、卸各社がメーカー・小売業と円滑な商品仕入れや配送計画を策定するための資料として、業界へ幅広く利用を呼びかけていく。

東京2020大会を契機に行政と企業の連携による物流オペレーション合理化の動きが広まることは、労働力不足に喘ぐ食品流通にとって新たな転機となる可能性もある。この試みを20年以降の持続可能なサプライチェーン実現へのレガシーとできるか、食品業界を挙げての正念場だ。

東京港コンテナターミナルにおける 長期蔵置貨物の解消について

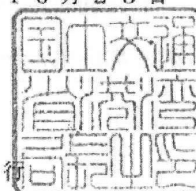
— 国土交通省 / 東京都 —

国 港 経 第 4 7 号
3 1 港 経 振 第 3 8 0 号
令 和 元 年 1 0 月 2 3 日

利 用 者 様

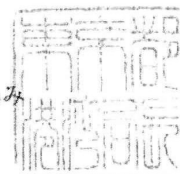
国土交通省港湾局長

高 田 昌 行



東京都港湾局長

古 谷 ひろみ



東京港コンテナターミナルにおける長期蔵置貨物の解消について

東京港ではコンテナ貨物取扱量が伸び続けている一方で、一部のコンテナターミナルのゲート前において交通混雑やトラック運転者の長時間待機が発生していることが課題となっております。

さらに、来年の東京 2020 大会において多くの競技会場が臨海部に配置され、多数の大会関係車両が走行することから、港湾関係車両との幅狭によって深刻な交通混雑が発生することが懸念されております。

こうした中、東京港のコンテナターミナル内の蔵置貨物量が、東京 2020 大会及びその前後の期間に増加することにより作業効率が低下し、コンテナターミナルのゲート前での交通混雑の発生や貨物の停滞による物流への影響を懸念しております。

そのため、東京 2020 大会開催までにヤード内の長期蔵置貨物を解消し、作業効率を確保することが重要と考えております。現在でも実入蔵置貨物の 1 割程度は 2 週間を超えて蔵置されており、ヤード内の蔵置貨物量の適正化と荷役効率の改善には、長期蔵置貨物の解消が必要不可欠な状況となっております。

つきましては、下記の取組について特段のご配慮とご協力を賜りますようお願い申し上げます。本取組につきましては、全てのコンテナターミナルの利用者様に速やかにかつ確実に実施していただくことにより、初めて大きな効果に結びつくものと考えております。

東京 2020 大会の成功と首都圏の物流機能の維持との両立を図るため、国及び東京港の関係者が一丸となって混雑対策に取り組んでまいりますので、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 1 2019 年 12 月からは、全ての貨物において、無料保管期間（フリータイム）の延長を行わず、貨物の早期搬出にご協力をお願いいたします。
- 2 デマレージ（フリータイムを超えてコンテナヤードに留置された場合に課される超過保管料）についても、適切な運用へのご理解をお願いいたします。

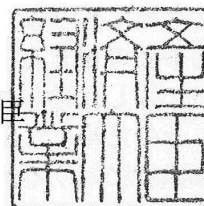
下請取引の適正化について

— 経済産業省 / 公正取引委員会 —

20191010 中第 4 号
公取企第 53 号
令和元年 11 月 15 日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣



公正取引委員会委員長



下請取引の適正化について

公正取引委員会及び経済産業省は、日頃より、下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号。以下「下請法」といいます。）に違反する行為に対して厳正に対処するとともに、同法の普及啓発を行っております。

< 中小企業の取引環境 >

我が国経済は緩やかな回復基調にあり、企業収益の拡大や倒産件数の減少が続くなど、経済の好循環が浸透する一方、度重なる災害をはじめ、人手不足の深刻化、労働生産性の伸び悩みなど、中小企業を取り巻く環境は厳しい面もあります。また、これから年末にかけての金融繁忙期を迎えるに当たり、下請事業者の資金繰り等について一層厳しさを増すことが懸念され、親事業者が下請代金を早期にかつ可能な限り現金で支払い、下請事業者の資金繰りに支障を来さないようにすることが必要です。

< 下請法の理解と下請代金支払の適正化 >

経済の好循環を実現するには、下請等中小企業の取引条件を改善していくことが重要という問題意識の下、政府を挙げて下請対策の強化に取り組んでおり、平成 28 年 12 月には、違反行為の未然防止や事業者による情報提供に資するよう、下請法に関する運用基準を改正するとともに、親事業者による下請代金の支払についても以下の事項を旨とした通達を発出しました。

- 下請代金の支払は、できる限り現金によるものとする
- 手形で下請代金を支払う場合は、割引料を下請事業者に負担させることがないように下請代金の額を十分に協議すること
- 手形サイトは、将来的に 60 日以内とするよう努めること

引き続き、下請取引の適正化に取り組むよう、親事業者となる会員に対して周知徹底するよう要請いたします。

<働き方改革>

本年4月より大企業に対して罰則付きの時間外労働の上限規制の適用が開始され、来年4月には中小企業に対しても同規制が適用されます。人手不足が深刻化している中、中小企業における働き方改革への対応は、重要な経営課題の一つとなっております。政府を挙げて働き方改革を推進しておりますが、取引の一方当事者の働き方改革に向けた取組の影響がその取引の相手方に対して負担となって押し付けられることは望ましくないと考えられます。

そのため、大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請などの「しわ寄せ」を生じさせることにより、下請等中小事業者の働き方改革の妨げとならないことが重要です。

貴団体におかれましても、下請等中小事業者に対して発注を行うに当たっては、下請法等の違反にもなり得る「しわ寄せ」を生じさせないよう、親事業者となる会員に対して周知徹底するよう要請いたします。

<災害時における取引条件>

令和元年台風第15号及び第19号に伴う災害により災害救助法の適用が決定されるなど、台風や前線を伴った低気圧などがもたらす大雨によって河川の氾濫や土砂災害が発生しており、被災地域における事業者と取引のある全国の事業者に影響が広がっております。

貴団体におかれましても、災害等の発生を理由として、下請事業者に一方的に負担を押しつけることにより、取引のある経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者に悪影響を与えることのないよう、親事業者となる会員に対して周知徹底するよう要請いたします。

<消費税の円滑かつ適正な転嫁>

令和元年10月1日から、消費税率が8%から10%に引き上げられ、併せて、消費税の軽減税率制度が実施されました。貴団体におかれましては、減額や買ったたき等による消費税の転嫁拒否等の行為が生じないよう、親事業者をはじめ、会員事業者に対して周知徹底するよう要請いたします。

<親事業者となる会員に対する周知徹底のお願い>

貴団体におかれましても、このような取引環境を御理解いただき、下請事業者と協議をした上で適切な対価の決定を行う、事前に定めた支払期日までに下請代金を全額支払うなど、親事業者となる会員が下請法の遵守に取り組むよう御協力をお願いいたします。

特に、別紙の記載事項については、親事業者となる会員に対して周知徹底を図るなど、適切な措置を講じるよう要請いたします。

親事業者の遵守すべき事項

下請取引を行うに当たって、親事業者は、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）に従い、下記事項を遵守しなければならない。

記

1 親事業者の義務

(1) 書面（注文書）の交付及び書類の作成・保存義務

- ・ 下請事業者に物品の製造や修理、情報成果物の作成又は役務提供を委託する場合、直ちに注文の内容、下請代金の額、支払期日、支払方法を明記した書面（注文書）を下請事業者に交付すること。（下請法第3条）
- ・ 注文の内容、物品等の受領日、下請代金の額、支払日等を記載した書類を作成し、これを2年間保存すること。（下請法第5条）

(2) 下請代金の支払期日を定める義務及び遅延利息の支払義務

- ・ 下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者から物品等を受領した日から60日以内において、かつ、できる限り短い期間内に定めること。（下請法第2条の2）
- ・ 支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、下請事業者から物品等を受領した日から起算して60日を経過した日から支払をするまでの期間について、その日数に応じ、未払金額に年率14.6パーセントを乗じた額を遅延利息として支払うこと。（下請法第4条の2）

2 親事業者の禁止行為

親事業者は次の行為をしてはならない。

(1) 受領拒否

- ・ 納品された物品等が注文どおりでなかった場合等を除いて、注文した物品等の受領を拒むこと。（下請法第4条第1項第1号）

(2) 下請代金の支払遅延

- ・ 支払期日の経過後なお下請代金を支払わないこと、すなわち下請代金の支払を遅延すること。（下請法第4条第1項第2号）
例えば以下の行為は禁止行為に当たります。
 - － 受け取った物品等の社内検査が済んでいないことや社内の事務処理の遅れを理由に下請代金の支払を遅延すること。

(3) 下請代金の減額

- ・ 下請事業者には責任がないのに、発注後に下請代金を減額すること。（下請法第4条第1項第3号）
（減額の名目、方法、金額の多少、下請事業者との合意の有無を問わない。）
例えば以下の行為は禁止行為に当たります。
 - － 単価の引下げ改定について合意した場合に、合意前に既に発注されているものにもまで新単価を遡及適用すること。
 - － 手形払を下請事業者の希望により一時的に現金払にした場合に、その事務手数料として、下請代金の額から自社の短期調達金利相当額を超える額を減ずること。

(4) 返品

- ・ 取引先からのキャンセルや販売の見込み違い等、下請事業者には責任がないのに、下請事業者から物品等を受領した後、下請事業者はその物品等を引き取らせること。（下請法第4条第1項第4号）

(5) 買いたたき

- ・ 同種、類似の委託取引の場合に通常支払われる対価に比べて著しく低い下請代金の額を不当に定めること。(下請法第4条第1項第5号)

例えば以下の行為は禁止行為に当たります。

- － 親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常の単価より低い単価で下請代金の額を定めること。
- － 多量の発注をすることを前提として下請事業者に見積りをさせ、この見積価格を少量発注する場合に適用すれば通常の対価を大幅に下回ることになるにもかかわらず、その見積価格の単価を少量の発注しかしない場合の単価として下請代金の額を定めること。
- － 短納期発注を行う場合に、下請事業者が発生する費用増を考慮せずに通常の対価より低い下請代金の額を定めること。

(注) 買いたたきの事例等を解説した「ポイント解説 下請法」も御参照ください。

公正取引委員会又は中小企業庁ホームページからダウンロード可能です。

https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/pointkaisetsu.pdf

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2019/191101pointkaisetsu.pdf>

(6) 物の購入強制・役務の利用強制

- ・ 正当な理由なくして、自社製品、手持余剰材料その他自己の指定する物を下請事業者に強制して購入させたり、役務を強制して利用させること。(下請法第4条第1項第6号)

(7) 報復措置

- ・ 下請事業者が親事業者の違反行為について公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、取引の数量を減じたり、取引を停止するなどの不利益な取扱いをすること。(下請法第4条第1項第7号)

(8) 有償支給原材料等の対価の早期決済

- ・ 親事業者が原材料等を有償で支給した場合に、この原材料等を用いて下請事業者が製造又は修理した物品の下請代金の支払期日より早い時期に、この原材料等の代金を支払わせたり、下請代金から控除すること。(下請法第4条第2項第1号)

(9) 割引困難な手形の交付

- ・ 下請代金の支払につき、下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付することにより、下請事業者の利益を不当に害すること。(下請法第4条第2項第2号)

手形サイトは、繊維業90日以内、その他の業種120日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努めることとされている。

(通達：公取企第140号及び20161207中第1号)

(10) 不当な経済上の利益の提供要請

- ・ 下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害すること。(下請法第4条第2項第3号)

(11) 不当な給付内容の変更・やり直し

- ・ 下請事業者に責任がないのに、発注内容の変更（納期の前倒しや納期変更を伴わない追加作業などを含む。）を行い、又は下請事業者から物品等を受領した後（役務提供委託の場合は役務の提供後）にやり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害すること。(下請法第4条第2項第4号)

「働き方改革」を阻害する不当な行為を しないよう気を付けましょう!!



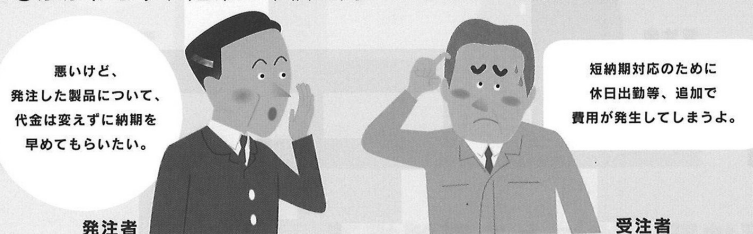
以下の行為は、下請法や独占禁止法で定める禁止行為に該当する可能性があります。

01 買ったとき

(下請法第4条第1項第5号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

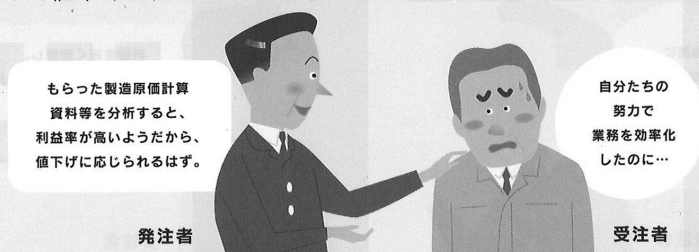
事例① 短納期発注による買ったとき

発注者は、短納期発注を行い、受注者は休日対応することを余儀なくされ、人件費等のコストが大幅に増加したにもかかわらず、通常の単価と同一の単価を一方的に定めた。



事例② 業務効率化の果実の摘み取り

発注者は、受注者から社外秘である製造原価計算資料、労務管理関係資料等を提出させ、資料を分析し、「利益率が高いので値下げに応じられるはず」などと主張し、著しく低い取引対価を一方的に定めた。

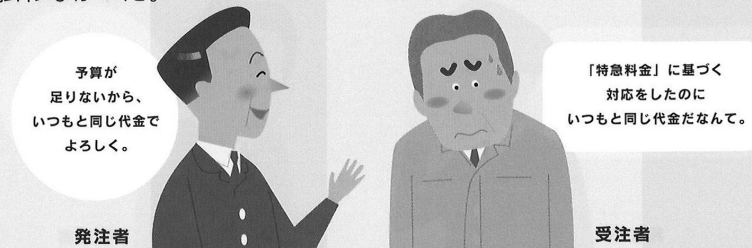


02 減額

(下請法第4条第1項第3号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

事例③ 付加価値の不払

発注者は、書面において短納期発注については「特急料金」を定めていたところ、受注者に対して短納期発注を行ったにもかかわらず、「予算が足りない」などの理由により、特急料金を支払うことなく、通常の代金しか支払わなかった。

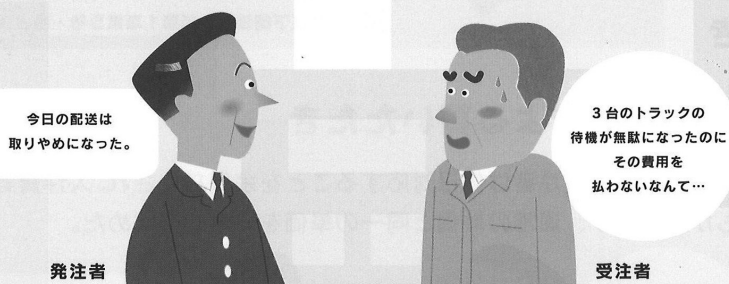


03 不当な給付内容の変更・やり直し

(下請法第4条第2項第4号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

事例④ 直前キャンセル

発注者は、受注者に対して運送業務を委託しているところ、特定の荷主の荷物を集荷するために、毎週特定の曜日に受注者のトラックを数台待機させることを契約で定めていた。当日になって「今日の配送は取りやめになった」と一方的にキャンセルし、その分の対価を支払わなかった。

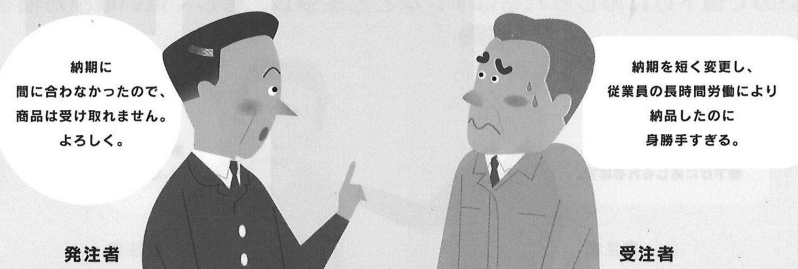


04 受領拒否

(下請法第4条第1項第1号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

事例⑤ 短納期発注による受領拒否

発注者は、発注後、一方的に納期を短く変更し、受注者は従業員による長時間勤務によって対応したが、その納期までに納入が間に合わず、納入遅れを理由に商品の受領を拒否した。

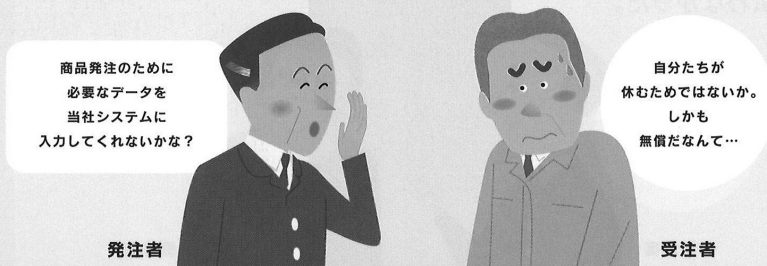


05 不当な経済上の利益提供要請

(下請法第4条第2項第3号・独占禁止法第2条第9項第5号ロ)

事例⑥ 働き方改革に向けた取組のしわ寄せ

発注者は、商品の発注に関するデータの自社システムへの入力業務を発注者自ら行うべきであるにもかかわらず、受注者に対して無償で行わせた。



迷わずできるかんたん GTIN 設定

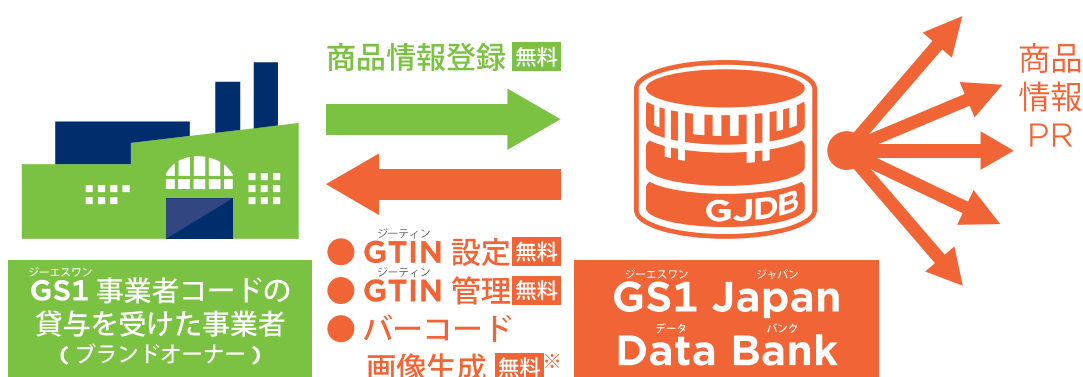
— (一財) 流通システム開発センター —



ジーエスワン ジャパン データ バンク
GS1 Japan Data Bank
ジー・ジェー・デー・ビー
(GJDB)

「GS1 事業者コード登録通知書」を受け取った事業者さまへ

迷わずできる！ かんたん GTIN(JAN コード) 設定



※ バーコードシンボルの作成は、1事業者につき10件まで無料です(11件目から有料となります)。
2020年4月30日まではキャンペーンにて、件数にかかわらず無料でご利用いただけます。

GS1 Japan Data Bank(略称 GJDB) は、GS1 事業者コードを貸与された事業者(ブランドオーナー)が、商品の情報を登録することで、「GTIN(JAN コード)の設定」や「GTIN の管理」、「バーコード画像の生成 / ダウンロード」を行えるサービスです。さらに、登録された商品の情報を GS1 Japan に関連する国内外のデータベースにシームレスに公開でき、商品情報の PR につながります。

GJDB は「My GS1 Japan」から利用できます。

詳しくは裏面を

ご覧ください。



お問い合わせ



一般財団法人 流通システム開発センター (GS1 Japan)
GS1 Japan Data Bank 担当
E gjdb@gs1jp.org
T 03-5414-0855
受付時間 午前9:30～午後5:30
休業日 土日・祝日・年末年始
<https://www.dsri.jp/gjdb>



www.dsri.jp
GJDB-2019a
10 2019

ジー・ジェー・デー・ビー マイ ジーエスワン ジャパン GJDB の利用は「My GS1 Japan」から

「My GS1 Japan」はネット上で提供する各種サービスのポータルサイトです。
本ポータルサイトは **GS1 事業者コード**をお持ちであれば**無料**でご利用いただけます。

❗ 利用開始方法は事業者によって異なります

マイ ジーエスワン ジャパン
My GS1 Japan のログイン用 ID とパスワードは通知書の左下に表示されます。



登録通知書に My GS1 Japan
ログイン用の ID とパスワードの
表示がある方
2019年10月1日以降に GS1 事業者コードを新規登録された方

下記ページより、ログインすることで、利用開始いただけます。

マイ ジーエスワン ジャパン
My GS1 Japan
ログインページ
<https://mygs1.dsri.jp/>

登録通知書に My GS1 Japan
ログイン用の ID とパスワードの
表示がない方
2019年9月30日以前に GS1 事業者コードを登録された方

まずは、下記お問い合わせフォームより、「My GS1 Japan 利用希望」とお問い合わせください。

マイ ジーエスワン ジャパン
My GS1 Japan
お問い合わせフォーム
<https://mygs1.dsri.jp/contact/>

「My GS1 Japan」から利用できる各種サービス

- ① **GS1 Japan Data Bank (GJDB)**
GTIN(JAN コード) の設定や管理、バーコード画像の生成ができます。
- ② **GEPIR**
登録事業者情報の検索ができます。(GTIN から登録事業者を調べる等)
- ③ **GS1 事業者コードの確認**
自社に貸与されている GS1 事業者コードとその有効期限を確認できます。



お問い合わせ

MyGS1
Japan

一般財団法人 流通システム開発センター (GS1 Japan)

My GS1 Japan 担当

E mygs1@gs1.jp

T 03-5414-0855

<https://mygs1.dsri.jp/contact>

受付時間 午前9:30～午後5:30

休業日 土日・祝日・年末年始



© GS1 Japan 2019

JAN ジャンコード (GTIN ジーティン) の 再利用ルールの変更に関する重要なお知らせ

— (一財) 流通システム開発センター —



ジーエスワン

GS1 事業者コード登録事業者 各位

一般財団法人 流通システム開発センター

ジャン ジーティン JANコード (GTIN_{※1}) の 再利用ルールの変更に関する重要なお知らせ

※1 JAN コードは国際的には GTIN と呼ばれています

国際ルールの変更により、2019 年から、商品に使用した JAN コード (GTIN) を、その商品の終売後に、別の商品に使用すること (再利用) ができなくなりました。

● JAN コード (GTIN) の再利用を行っている事業者の方

社内の運用状況やシステムを確認のうえ、お早めに国際ルール変更への対応を行っていただくようお願いいたします。必要な対応や移行措置などにつきましては 2 ページ目以降をご覧ください。

● JAN コード (GTIN) の再利用を行っていない事業者の方

今回の国際ルール変更にご対応いただく必要はありません。

◆ JAN コード (GTIN) の再利用とは

商品に使用した JAN コード (GTIN) を、その商品の終売 (廃番) 後に、別の商品に付け替えて使用することをいいます。これまでは、ヘルスケア商品を除く一般商品は終売後 4 年間、アパレル商品は 2 年半を目安に、市場に在庫がないことを確認できれば、再利用できることが国際ルールとして認められていました。

【例】



◆ 国際ルールが変更された理由

昨今、ネット通販の拡大により、従来の店舗販売に比べ、商品が長期にわたって販売・保持されるようになりました。それに伴い、JANコード（GTIN）の再利用による商品情報の重複や商品誤認などの問題が起こりやすくなってきました。そのため、各国の製造メーカーや卸小売業から流通システムの標準化機関であるGS1^{※2}にルール変更の要請が出されました。

ルール変更後は、1つのJANコード（GTIN）に対応する商品は必ず1つになるため、サプライチェーンの関係者が安心して商品の流通、販売を行えるようになります。

※2 GS1：世界の流通情報標準化を推進する国際的な非営利団体です。本部はベルギーのブリュッセルにあり、世界100カ国以上の国と地域を代表する機関によって構成されています。当センターは、日本の代表機関としてGS1に参加しています。JANコード（GTIN）はGS1が標準化した商品識別コードです。

◆ JANコード（GTIN）再利用停止のために対応をお願いしたいこと

- ① **2019年時点で販売中の商品のJANコード（GTIN）や、今後新たに発売される商品のJANコード（GTIN）は、終売（廃番）後も別の商品に再利用しないように、社内の運用ルールの変更やシステム対応などをお願いします。**



- ② **ただし、今回のルール変更に伴う移行措置として、2018年12月末までに終売（廃番）となった商品のJANコード（GTIN）は、1回に限り再利用が認められています。**

再利用をせずに運用が可能な場合は、再利用しないことをおすすめいたします。



◆ ルール変更への対応に時間を要する場合

社内の運用ルールの変更やシステム改修等に時間を要し、移行措置を含めても対応が難しい場合は、準備が整い次第、再利用を停止してください。商品情報の重複などの問題が起こらないようにするためのルール変更ですので、できるだけ早めの対応にご協力をお願いいたします。

ジャン ジーティン JANコード（GTIN）再利用停止に関するよくある質問

1. JANコード（GTIN）再利用停止の対象者に関して

Q 1-1: 今回の通知を受けて、当社は対応が必要ですか？

A 1-1: 商品に使用した JAN コード（GTIN）を、終売（廃番）後、別の商品に付け替えて使用している事業者のみ対応が必要です。

Q 1-2: ヘルスケア商品は JAN コード（GTIN）の再利用が禁止されていますが、今回のルール変更により何か変わることはありますか？

A 1-2: ありません。ヘルスケア商品はこれまでどおり JAN コード（GTIN）の再利用はできません。

Q 1-3: 当社はコンビニの代理収納用に限って GS1 事業者コードを使用していますが、今回の再利用停止の対象となりますか？

A 1-3: JAN コード（GTIN）としての利用ではないため、対象外です。

Q 1-4: 定期刊行物コード（雑誌）は、今回の再利用停止の対象となりますか？

A 1-4: JAN コード（GTIN）としての利用ではないため、対象外です。

2. JANコード（GTIN）利用への影響に関して

Q 2-1: 再利用ができなくなったことで JAN コード（GTIN）が不足そうな場合、どうすればよいですか？

A 2-1: GS1 事業者コードの追加が可能です。

Web ページ <https://www.dsri.jp/contact/jan.html>

または右記 QR コードにアクセスして

お問い合わせフォーム「追加申請のお問い合わせ」からお早めにご連絡ください。



Q 2-2: 今後、国内で JAN コード（GTIN）が不足することはないですか？

A 2-2: 日本の GS1 事業者コードが足りなくなることはありません。世界的にも GS1 事業者コードは十分に余裕があることが確認されています。

3. ルールに関して

Q 3-1: 今回の通知はすべての商品が対象ですか？

A 3-1: 対象です。ただし 2018 年 12 月末までに終売（廃番）となった商品の JAN コード（GTIN）は、1 回に限り他の商品に再利用することが認められています。詳しくは 2 ページにあります「◆JAN コード（GTIN）再利用停止のために対応をお願いしたいこと」を参照してください。

Q 3-2: JAN コード（GTIN）の設定方法を再確認したいのですが、資料はありますか？

A 3-2: 下記の JAN コードの作成手順および GTIN 設定ガイドラインを参照してください。

- JAN コードの作成手順

<https://www.dsri.jp/jan/procedure.html>



- GTIN（JAN コード）設定ガイドライン

JAN コード（GTIN）を**変更する/変更しない**についてはこちらをご確認ください。

https://www.dsri.jp/standard/identify/gtin/pdf/GTIN_guideline201812.pdf



【JAN コード（GTIN）の再利用停止に関するお問い合わせ先】

一般財団法人 流通システム開発センター コード管理部

お問い合わせは Web ページ <https://www.dsri.jp/contact/>

または右記 QR コードにアクセスして

お問い合わせフォーム「GTIN（JAN コード）再利用停止に関するお問い合わせ」からお願いいたします。



JAN コード再利用停止

検索



所在地や担当者などに変更がある場合

当センターより登録事業者に送付している「GS1 事業者コード 登録通知書」裏面にある「登録事項変更届」に必要事項をご記入の上、当センターへご提出ください。

登録通知書が見当たらない場合は、

Web ページ <https://www.dsri.jp/contact/jan.html>

または右記 QR コードにアクセスして

お問い合わせフォーム「変更申請のお問い合わせ」からご連絡ください。



『統一取引先コード』 無償提供

～ 酒類食品全国コードセンターから（株）ファイネットへ移管 ～

—（株）ファイネット—

酒類食品全国コードセンター（以下、SSZCC）は、1985年に設立されました。日食協は、その数年前の検討段階から携わり、設立時には、協賛団体として、発起人企業17社とともに名を連ねました。

また、日食協は、SSZCCの管理する統一取引先コード（事業所、納品先、小売業店舗などを表すコード）を日食協標準EDIフォーマット（受発注、出荷案内、販売実績、販売促進金）における「標準コード」として規定しました。現在、統一取引先コードは、40万件超を有し、まさに業界標準の企業識別コードとの位置づけです。

これまでは、会員制で会員からの会費により、統一取引先コードを維持してきましたが、2019年9月30日から業界VANの（株）ファイネットがこの事業を引き継ぎ、さらに業界貢献として、**無償で統一取引先コードが提供**されています。（株）ファイネットの商品流通VANサービスの会員であれば、だれでも利用することができます。

これにより、どちらかといえば酒販免許の絡みもあり、酒系卸や酒類メーカーが主体となって活用してきましたが、加工食品業界でも統一取引先コードの活用推進が期待されます。

統一取引先コード活用のメリットは、メーカーがそのプライベートコードで卸に出荷案内を送付する場合、受信する卸は、メーカーごとに自社コードへ変換しなければなりません。逆に販売実績の場合、受信するメーカーは、卸ごとに変換しなければなりません。つまり、卸もメーカーも取引先ごとに変換マスタを構築して、取引先ごとに変換マスタをメンテナンスして、エラーが発生したときは取引先ごとに問い合わせる必要があります。

また、あるメーカーの販売実績の調査では、統一取引先コード利用と卸プライベートコード利用では、前者のエラー率が圧倒的に低いとの結果もあります。

各社固有のプライベートコードではなく「標準コード」として、**統一取引先コードを使うこと**により、取引先ごとの非効率な変換処理が削減され、業務効率化ならびにコスト削減を実現します。より多くの企業が統一取引先コードを使うことでそのメリットが最大化されます。